

令和5年度城陽市辻奨学生を募集します

昭和58年、京都府城陽市出身の辻勝一氏は、「能力、人物ともに優れ、広い視野を持った優秀な若者に、夢を実現して城陽市から世界にはばたいて欲しい」と願い、城陽市に教育振興資金として5,000万円の寄附をされました。城陽市は辻教育振興基金を設置、辻氏の思いに応える世界にはばたく可能性を秘めた辻奨学生を、毎年募集しています。

応募できる人

城陽市民の人 または 保護者が城陽市民である人

(本人または保護者が京都府城陽市内に在住し住民基本台帳に登録されていること)

次の3つの区分のうちのいずれかを選んで応募してください

勉学奨励金

学力が特に優秀な人
▶応募できる学年
高校(高専)3年以上
大学(短大)2年以上
大学院 1年以上

スポーツ奨励金

全国規模のスポーツの競技会において、特に優秀な成績を収めた人
(成績は令和4年度～令和5年度中の成績)
▶応募できる学年
高校(高専)1年以上
大学(短大)1年以上
大学院 1年以上

芸術奨励金

全国規模の芸術のコンクールにおいて、特に優秀な成績を収めた人
(成績は令和4年度～令和5年度中の成績)
▶応募できる学年
高校(高専)1年以上
大学(短大)1年以上
大学院 1年以上

交付額

- ◎高校生、高等専門学校生 ⇒ 10万円(1人1回に限る)
- ◎大学生、短大生、大学院生、高等専門学校生(専攻科) ⇒ 50万円(1人1回に限る)

募集人数

若干名(予算の範囲内)

※なお、適と認められる人がないときは、決定者なしとします。

受付期間

令和5年7月18日(火)から令和5年8月31日(木)まで

応募方法

次の①～④すべての書類を城陽市教育委員会教育総務課に提出してください。(郵送による提出の場合は、8月31日必着。郵送より3～4日後にお電話またはメールで必ず到着確認をしてください。)

①辻教育振興奨励金交付申請書(様式第1号)

②学校長の推薦書(高校・高専)または在学証明書(大学・短大・院・専攻科)

| | |
|-----------------------------|---|
| 高校生・高専生は 学校長の推薦書 | 所定の用紙(様式第3号)を学校に渡し、推薦してもらってください。特記事項欄には学力テスト・競技会・コンクールなどの成績を記入してもらってください。 |
| 大学・短大・院生・高専(専攻科)生は 在学証明書 | 大学等で発行してもらってください。 |

③作文(下記の内容をA4用紙に1000字程度。題名・フォント等は自由。)

| | |
|---------|---------------------|
| 勉学奨励金 | 将来の夢・進路・研究内容などについて |
| スポーツ奨励金 | 将来の夢・スポーツへの思いなどについて |
| 芸術奨励金 | 将来の夢・芸術への思いなどについて |

★作成にあたって・・・

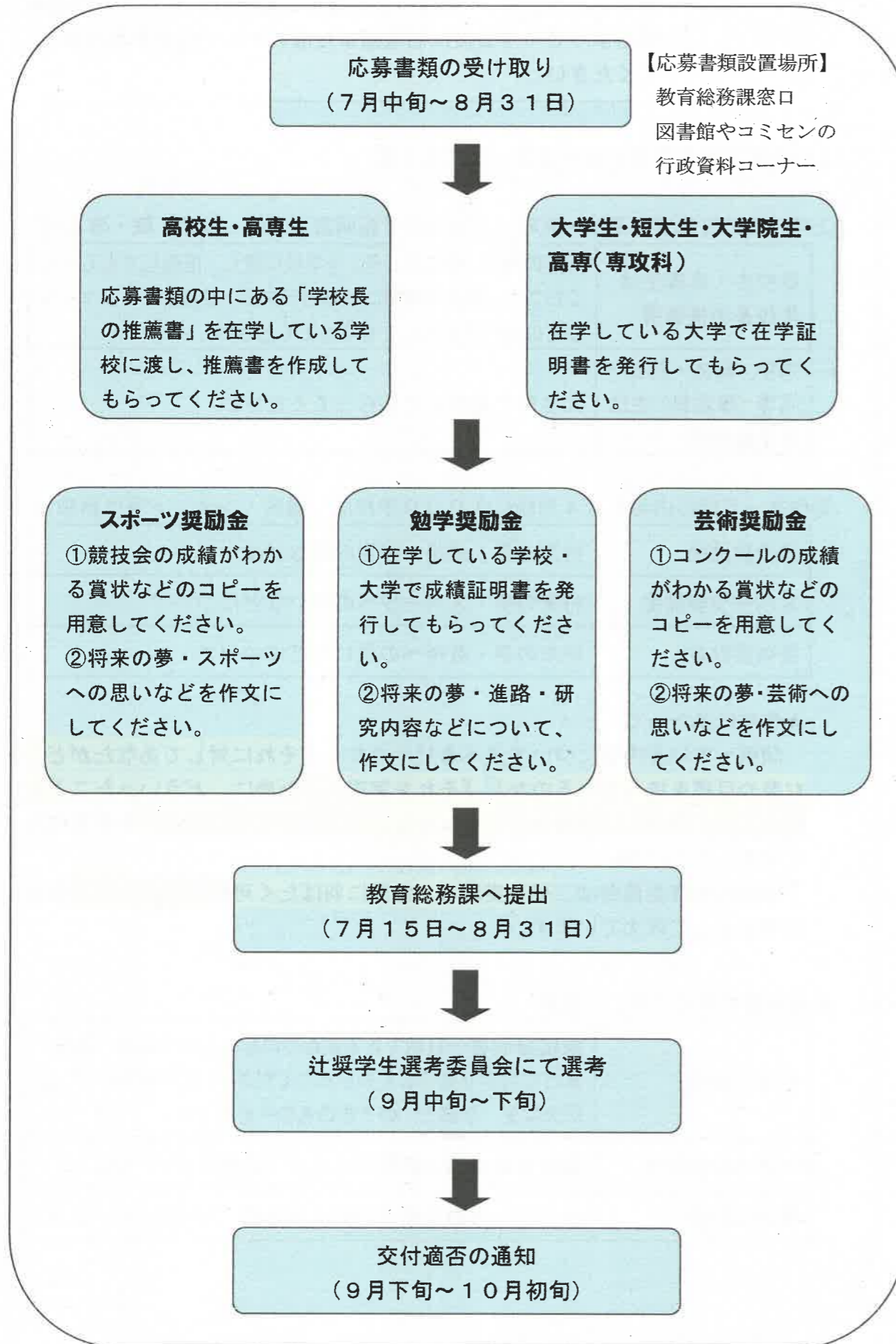
頑張っている内容について述べるだけでなく、『それに対してあなたがどんな夢や目標を持っているのか』、『それを実現するために、どういったことを行っているのか』、『奨励金をどのようなことに活用したいのか』等を具体的に記述してください。

城陽市教育委員会は、夢を実現し、世界に羽ばたく可能性を秘めた方を辻奨学生として求めています。

④奨励金の区分に応じた書類

| | |
|---------|--|
| 勉学奨励金 | 成績証明書…証明できる最新の内容のものを高校(高専)または大学で発行してもらってください。大学院生については大学生(学部生)のときのものも必要です。 |
| スポーツ奨励金 | 競技会の成績を証明するもの(賞状のコピーなど) |
| 芸術奨励金 | コンクールの成績を証明するもの(賞状のコピーなど) |

応募の流れ



適否の決定と通知

辻奨学生選考委員会により選考の上、教育長が交付の適否を決定し、9月下旬～10月初旬に応募者に通知します。

| | |
|-------------|----------------------------------|
| 《令和2年度交付実績》 | 高校生2名(応募者4名) 大学(院)生2名(応募者27名) |
| 《令和3年度交付実績》 | 高校生1名(応募者4名) 大学(院)生2名(応募者21名) |
| 《令和4年度交付実績》 | 高校生1名(応募者3名) 大学(院)生2名(応募者17名) |

交付

交付決定者(辻奨学生)には、10月末に振込にて交付します。
また、別途ご案内の授与式にて辻奨学生認定証と奨励金目録を授与します。

注意事項

- ・家庭の経済状況等は考慮されません。
- ・一定の成績を収めた人全員に交付されるものではありません。
- ・交付決定者が次のいずれかに該当した場合は、決定を取り消し、奨励金を返還していただきます。
 - ①交付までの間に市外に住所を移したとき
 - ②退学・停学等の処分を受けるなど、辻奨学生として適当でないと認めるとき

応募・問い合わせ

応募・ご質問等はこちらへ **城陽市教育委員会 教育総務課**
城陽市寺田東ノ口16番地、17番地 ※城陽市役所西庁舎3階
TEL 0774-56-4003 FAX 0774-56-0801
メールアドレス : kyoikuso@city.joyo.lg.jp